

教 健 体 第 1 2 8 号
令和3年(2021年)4月23日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

部活動等における感染症対策の徹底について(通知)

このことについては、令和3年(2021年)3月1日付け教健体第1028号通知及び令和3年(2021年)4月14日付け教健体第64号通知に基づき、対応いただいているところですが、現在、札幌市においては新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加している状況にあり、本日開催された北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策の1つとして札幌市内の学校を対象に、「部活動について、学校が必要と判断する場合を除き、原則休止を要請する」ことが決定されました。

つきましては、次の留意事項を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

なお、高等学校及び特別支援学校については、札幌市からの通学生が在籍していることから、石狩管内まで対象範囲を広げておりますことに御留意願います。

記

- 1 石狩管内の高等学校及び特別支援学校における要請期間は、4月27日(火)から5月11日(火)までとすること。
- 2 石狩管内の高等学校及び特別支援学校については、合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛とすること。
- 3 十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習については、学校が必要と判断した場合に限ること。
- 4 小・中学校については、上記1の期間において、札幌市との不要不急の往来を控える観点から、札幌市内の小・中学校との対外試合等を自粛すること。

学校教育局 高校教育課
学校教育局 義務教育課
学校教育局 特別支援教育課
学校教育局 健康・体育課
教職員局 教職員課